

新地町花いっぱい運動支援補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の美観形成及び地域コミュニティ活動の促進を図るため、花を植栽し、美しいまちづくりを推進する活動（以下「花いっぱい運動」という。）を実施する団体に対し、活動に要する経費に対して、予算の範囲内において新地町花いっぱい運動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、新地町補助金交付要綱（昭和50年新地町訓令第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 所有者及び管理者が承諾する公共用地及び公衆の目に触れることができる民有地における活動であること。
- (2) 営利を目的とする活動でないこと。

2 補助金の交付対象となる団体は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 町内に住所を有する5世帯以上かつ、18歳以上の住民5人以上で組織する団体
- (2) 町内の行政区、自治会
- (3) 町内で事業を営んでいる企業（花の小売業、卸売業及び造園業並びにこれらに類する事業を営む企業を除く。）
- (4) 町内で活動している団体
- (5) 町内の学校、保育所

3 補助の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 花苗、種子、球根、花草
- (2) 土、肥料及び消毒液等
- (3) その他町長が必要と認めるもの

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第4条 補助金の交付を受けようとする団体は新地町花いっぱい運動支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 実施予定場所の位置図

(2) 第2条第2項第1号の町内に住所を有する5世帯以上かつ、18歳以上の住民5人以上で組織する団体においては、団体の構成員名簿

(3) 前号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、申請に係る書類の審査及び必要に応じて現場調査等を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは新地町花いっぱい運動支援補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不交付を決定したときは新地町花いっぱい運動支援補助金不交付決定通知書（第3号様式）により速やかにその決定の内容を当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 交付決定団体は、当該事業が完了したときは、新地町花いっぱい運動支援事業完了実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 領収書等の写し

(2) 事業実施後の写真

(3) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第7条 町長は、前条の規定による提出を受けた場合において、報告書等の書類審査により、適切であると認めたときは、新地町花いっぱい運動支援補助金額確定通知（第5号様式）により、当該団体に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた団体は、速やかに新地町花いっぱい運動支援補助金交付請求書（第6号様式）を町長に提出しなければならない。

(補助金の取消し)

第9条 町長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 申請書の内容と著しく異なった運動を行ったとき。

(3) その他町長が補助金の交付が適当でないと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。